

大企業との取引に関する実態調査票

【御回答に当たって】

本調査は、経済産業省、中小企業庁及び公正取引委員会からの依頼を受け、大企業と中小企業との取引実態を把握し、今後の取引のあり方等について検討することを目的とするものです。

- 1 貴社が中小企業に当たらない場合は御回答いただく必要はありません。
- 2 貴社が大企業に対して販売・納入する取引についてお聞きします。大企業から貴社が購入する又は納入を受ける取引は対象外です。
- 3 2のうち、大企業から委託を受けて納入する取引であって、委託の内容と資本金の関係から下請法の適用がある取引（下請取引※）は対象外です。下請取引以外取引について御回答下さい。（※）下請取引の確認は、P3及びP21参照
- 4 御回答内容は、当協会において集計し、調査票原票とともに中小企業庁及び公正取引委員会に報告します。
- 5 御回答いただきました内容につきましては、本調査の目的のためにのみ使用いたします。
- 6 場合によっては回答内容につきまして、調査事務局、中小企業庁及び公正取引委員会からお問い合わせすることがありますので、あらかじめ御了承下さい。貴社の名称等は御記入いただく必要がありますが、取引先の名称についての記載は任意です。

【提出期限】平成22年2月26日(金) (当日御提出いただいても結構です)

【問い合わせ先】大企業との取引に関する実態調査事務局

電話03-3277-0770 (受付時間 平日 9:30~17:30)

【提出先】財団法人全国中小企業取引振興協会 実態調査事務局

【提出方法】電子メール、FAX又は郵送のいずれかでご提出下さい。

(メールアドレス) tyosa@zenkyo.or.jp (FAX番号) 03-3277-0782

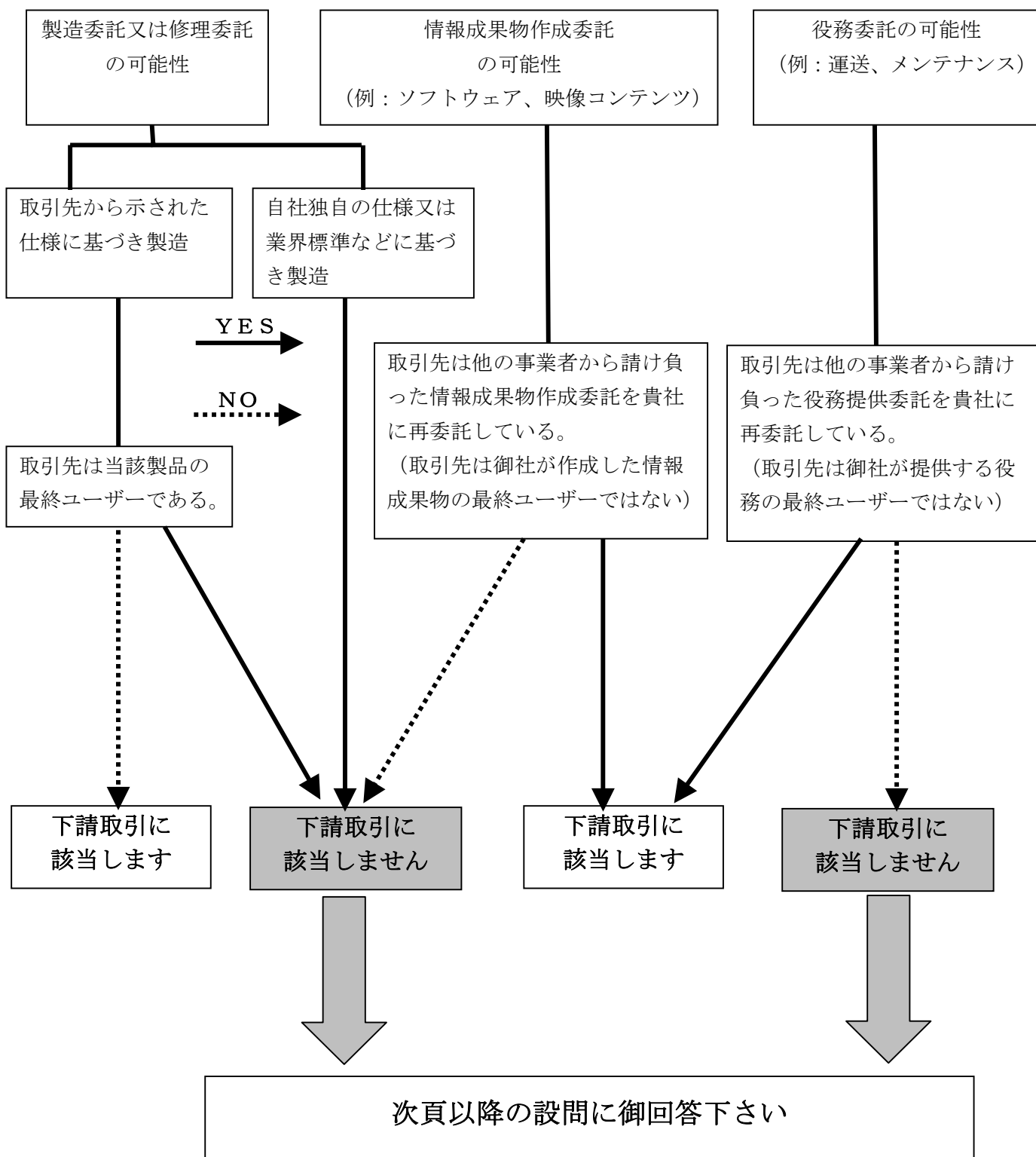
(郵送先) 〒104-0033 東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階

1. 貴社の概要についてお伺いします。

以下の項目について記載して下さい。また、選択肢のあるものは該当する番号を○で囲って下さい。

(1)会社名							
(2)所在地	〒 —						
(3)御記入者・担当部署等	御記入者：						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px dashed black;">担当部署</td> <td style="width: 40%; border-bottom: 1px dashed black;">役職：</td> </tr> </table>	担当部署	役職：				
担当部署	役職：						
(4)御記入者 連絡先	— —						
(5)業種分類	※19, 20ページの別表で該当する番号（2桁）を御記入下さい。						
(6)資本金	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>1. 個人</td> <td>2. 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>3. 1,000万円超～5,000万円以下</td> <td>4. 5,000万円超～1億円以下</td> </tr> <tr> <td>5. 1億円超～3億円以下</td> <td>6. 3億円超</td> </tr> </table>	1. 個人	2. 1,000万円以下	3. 1,000万円超～5,000万円以下	4. 5,000万円超～1億円以下	5. 1億円超～3億円以下	6. 3億円超
1. 個人	2. 1,000万円以下						
3. 1,000万円超～5,000万円以下	4. 5,000万円超～1億円以下						
5. 1億円超～3億円以下	6. 3億円超						
(7)従業員数 (常時雇用する者に限る。)	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>1. 10人以下</td> <td>2. 11～50人</td> <td>3. 51～100人</td> </tr> <tr> <td>4. 101～300人</td> <td>5. 301人～1,000人</td> <td>6. 1,001人以上</td> </tr> </table>	1. 10人以下	2. 11～50人	3. 51～100人	4. 101～300人	5. 301人～1,000人	6. 1,001人以上
1. 10人以下	2. 11～50人	3. 51～100人					
4. 101～300人	5. 301人～1,000人	6. 1,001人以上					
(8)年間売上規模	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>1. 5,000万円以下</td> <td>2. 5,000万円超～1億円以下</td> </tr> <tr> <td>3. 1億円超～10億円以下</td> <td>4. 10億円超～100億円以下</td> <td>5. 100億円超</td> </tr> </table>	1. 5,000万円以下	2. 5,000万円超～1億円以下	3. 1億円超～10億円以下	4. 10億円超～100億円以下	5. 100億円超	
1. 5,000万円以下	2. 5,000万円超～1億円以下						
3. 1億円超～10億円以下	4. 10億円超～100億円以下	5. 100億円超					
(9)主な取扱製品、商品及び業務等							

以下のフロー図により本調査の対象の有無を確認して下さい。



2. 貴社の取引の状況についてお伺いします。

(1) 貴社からの売上が大きい取引先大企業

直近の1年間において貴社からの売上が最も多い取引先大企業(※)上位3社について、以下の①～⑤を直近1年間の売上が多い順に記載して下さい。

(※) 大企業・・・製造業 資本金3億円超かつ従業員300人超
 卸売業 資本金1億円超かつ従業員100人超
 小売業 資本金5千万円超かつ従業員50人超
 サービス業 資本金5千万円超かつ従業員100人超
 (注) 従業員数がわからなければ、資本金規模だけで判断して結構です。

①取引先会社名：記載は任意です。

②資本金：下記から選択して下さい。

- ア 5,000万円～1億円以下 エ10億円超～100億円以下
- イ 1億円超～3億円以下 オ100億円超
- ウ 3億円超～10億円以下

③業種：19, 20 ページの別表から選択して下さい。

④取引依存度：下記から選択して下さい。(⑤の取引形態のうち最も多いものに限らず、当該取引先に対する貴社の全売上高を元に選択して下さい。)

- ア 5%未満 ウ 10%～30%未満 オ 50%～80%未満
- イ 5%～10%未満 エ 30%～50%未満 カ 80%超

⑤取引形態：下記から選択して下さい。(当該取引先との間で最も取引額の大きい形態を選んで下さい。また、5ページ3.以降の取引実態に係る設問では、当該形態の取引についてお答え下さい。)

- ア 取引先から示された仕様に基づき製造した物品を納入(製造を他社に委託した場合を含む)(下請法上の下請取引(前項参照)を除く)
- イ 貴社独自の仕様又は業界標準などに基づき製造した物品を納入
- ウ 役務の提供(取引先が他の事業者から請け負った役務提供を貴社に再委託している場合を除く→下請法上の下請取引に当たるため)
- エ 売買(委託販売を含む)
- オ その他(具体的に内容を記載して下さい。)

⑥取引期間：当該取引先との取引を開始してから、現在までの期間を下記から選択して下さい。

- ア 1年未満 ウ 3～5年未満
- イ 1～3年未満 エ 5年以上

	①取引先会社名(任意)	②資本金	③業種	④取引依存度	⑤取扱形態	⑥取引期間
A (1位)						
B (2位)						
C (3位)						

問2 基本契約書及びその付属書類（別途詳細内容を定めている書面）では、基本的な取引条件（発注方法、納入方法、検収条件、代金請求方法、代金支払期日、支払方法、解約条件等）は書面に記載されていますか。取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（複数回答可）。

A	B	C	
			ア 発注方法
			イ 納入方法
			ウ 返品条件（委託販売等の場合）
			エ 検収条件
			オ 代金請求方法
			カ 代金支払期日
			キ 支払方法
			ク 解約条件

問3 発注者から個々の取引について次のような発注内容（仕様、商品種類、単価、数量、納期、納入場所）を記載した書面が交付されていますか（電磁的記録により提供される場合を含みます。）。また、書面にはどのような内容が記載されていますか（複数回答可）。何度かに渡ってこのような書面が交付されている場合には、最も多い書面のパターンについて、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 仕様
			ア-2 商品種類
			ア-3 単価
			ア-4 数量
			ア-5 納期
			ア-6 納入場所
			イ ない

【設問2 委託の場合（取引先から仕様などを示されて製造，役務提供する場合）の内容】

問1 発注内容（仕様）は発注時点で明確に定まっていますか。取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 定まっている
			イ 定まっていない (定まっていない理由：)

問2 貴社が提供する商品・役務で特許権、著作権等の知的財産権が発生し、それが本来的には貴社に帰属するような場合がありますか。取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア しばしば・時々ある
			イ ほとんど・全くない

問3 問2でアと回答された方に伺います。特許権、著作権などの知的財産権の取扱いを基本契約書又はその付属書類で定めていますか。「ア」については定められている内容を、「イ」の場合は実際の取扱いについて、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 定めている
			ア-1 知的財産権は取引先に無償で譲り渡すことになっている
			ア-2 知的財産権は取引先に有償で譲り渡すことになっている
			ア-3 知的財産権は貴社に留保される
			ア-4 その他（具体的に：)
			イ 定めていない
			イ-1 知的財産権は取引先に無償で譲り渡すことになっている
			イ-2 知的財産権は取引先に有償で譲り渡すことになっている
			イ-3 知的財産権は貴社に留保される。
			イ-4 その他（具体的に：)

【設問3 納入前の発注内容の変更】

問1 取引先からの発注された内容（仕様）が納入前に変更されたことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（理由については複数回答可）。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先が、その顧客から発注内容の変更の要請を受け、その要請に対応するため
			ア-2 取引先が、その都合により変更する必要があったため
			ア-3 貴社が申し出たため
			ア-4 その他（具体的に： _____）
			ア-5 理由の説明がなかった
			イ ない

問2 変更により、貴社に損害が生じましたか。「ア」についてはその損害の負担に割合を、「イ」についてはその理由を、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（様々な取引について変更がある場合には、個々の取引先別に最も多いパターンでお答え下さい。）。

A	B	C	
			ア 損害が生じた
			ア-1 貴社が一部負担した（取引先も一部負担した）
			ア-2 全額貴社の負担であった
			ア-3 その他（具体的に： _____）
			イ 損害は生じなかった
			イ-1 取引先が全部負担してくれたため
			イ-2 当初から対価に反映済みであった又は無視できるほどのわずかな額であったため
			イ-3 その他（具体的に： _____）
			ウ わからない

問3 納入前に納期の変更がされたことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先の顧客から納期をするよう要請があったため
			ア-2 取引先の生産計画の変更等取引先の一時的な都合のため
			ア-3 貴社が納期に間に合わなかった等貴社に責めに帰すべき理由又は貴社に利益があったため
			ア-4 その他（具体的に： _____）
			イ ない

【設問4 発注された物品・役務の納入】

問1 期日までに納入したのに受け取ってもらえなかったこと（一部受け取ってもらえなかったことを含む。）
 がありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を
 記載して下さい（理由については複数回答可）。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先の顧客から発注を取り消されたため
			ア-2 取引先の都合のため
			ア-3 貴社が提供した商品・役務に瑕疵（欠陥等）があったため
			ア-4 その他（具体的に： _____）
			ア-5 理由の説明がなかった
			イ ない

問2 受け取ってもらえなかったことにより、貴社に損害は生じましたか。「ア」についてはその損害の負担に
 割合を、「イ」についてはその理由を、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい
 （受け取ってもらえなかったことが何度もある場合には、個々の取引先別に最も多いパターンでお答え下さ
 い。）。

A	B	C	
			ア 損害が生じた
			ア-1 貴社が一部負担した（取引先も一部負担した）
			ア-2 全額貴社の負担であった
			ア-3 その他（具体的に： _____）
			イ 損害は生じなかった
			イ-1 取引先が全部負担してくれたため
			イ-2 商品・役務を他の取引先に転売・提供することができたため
			イ-3 当初から対価に反映済みであった又は無視できるほどのわずかな額であったため
			イ-4 その他（具体的に： _____）
			ウ わからない

【設問5】納入・提供後のやり直し

問1 納入後に製造又は役務提供のやり直しを頼まれたことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（理由については複数回答可）。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先が、自らの顧客から発注内容のやり直しの要請を受け、その要請に対応するため
			ア-2 取引先の都合のため
			ア-3 貴社が申し出たため
			ア-4 貴社が提供した商品、役務の内容に瑕疵（欠陥等）があったため
			ア-5 その他（具体的に： _____）
			イ ない

問2 やり直しにより、貴社に損害は生じましたか。「ア」についてはその損害の負担に割合を、「イ」についてはその理由を、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（様々な取引について納入後にやり直しがある場合には、個々の取引先別に最も多いパターンでお答え下さい。）。

A	B	C	
			ア 損害が生じた
			ア-1 貴社が一部負担した（取引先も一部負担した）
			ア-2 全額貴社の負担であった
			ア-3 その他（具体的に： _____）
			イ 損害は生じなかった
			イ-1 取引先が全部負担してくれたため
			イ-2 当初から対価に反映済みであった又は無視できるほどのわずかな額であったため
			イ-3 その他（具体的に： _____）
			ウ わからない

【設問6 返品】

問1 納入後に返品されたことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（理由については複数回答可）。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先がその顧客から返品され、あるいは発注を取り消されたため
			ア-2 取引先の都合のため
			ア-3 貴社が申し出たため
			ア-4 貴社の納入した商品に瑕疵（欠陥等）があったため
			ア-5 その他（具体的に： _____）
			イ ない

（以下の問2及び問3については、返品が何度もある場合には、取引先別に最も多いパターンでお答え下さい。）

問2 返品により貴社に損害は生じましたか。「ア」についてはその損害の負担に割合を、「イ」についてはその理由を、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 損害が生じた
			ア-1 貴社が一部負担した（取引先も一部負担した）
			ア-2 全額貴社の負担であった
			ア-3 その他（具体的に： _____）
			イ 損害は生じなかった
			イ-1 取引先が全部負担してくれたため
			イ-2 当初から対価に反映済みであった又は無視できるほどのわずかな額であったため
			イ-3 返品された商品を取引先意外に転売できたため
			イ-4 その他（具体的に： _____）
			ウ わからない

問3 上記問2「ア」と回答された方に伺います。損害が生じた理由について、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものを選び○で囲って下さい（複数回答可）。

A	B	C	
			ア 返品された物品を保管する倉庫代金等の保管費用が必要となったため
			イ 取引先の指定した仕様で製造・販売しており、転売等できなかったため
			ウ クリスマスケーキや扇風機のように季節商品である、又は生鮮食料品等商品の性質上品質が急激に劣化するものであり、転売等できなかったため
			エ 汎用品ではあるが、返品を受けた取引先ほどの取引量が確保できる取引先がほかに見いだせず、転売等できなかったため
			オ 包装や外装に傷などが生じてしまい、転売等が出来なかったため
			カ その他（具体的に： _____）

【設問7 価格の決定】

(以下の問1から3までについては、取引先との間で様々な取引について価格交渉の機会がある場合には、個々の取引先別に最も多いパターンでお答え下さい。)

問1 継続した取引について、価格改定に際し、取引先と価格に関する交渉を行う機会がありますか。取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア ある
			イ ない

問2 貴社のコスト(製造原価)を割れるような価格での納入の要請を受けたことはありますか。取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア ある
			イ ない

問3 コスト割れ納入要請に従ったことがありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい(理由については複数回答可)。

A	B	C	
			ア 従ったことがある
			ア-1 5ページ2.(2)に記載した理由により従わざるを得なかったため
			ア-2 貴社に責めに帰すべき理由があったため
			ア-3 将来一定量の受注を期待できるなど、貴社の利益になるため
			ア-4 その他(具体的に:)
			イ 従ったことはない

問4 対価の決定後に減額又は値引きがなされたことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A、B、Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい(理由については複数回答可)。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先がその顧客から買ったとき、減額を受けたため
			ア-2 取引先が一定の利益率を確保するため等取引先の都合のため
			ア-3 貴社の利益になるため
			ア-4 貴社の提供した商品・役務に瑕疵(欠陥)があったため
			ア-5 貴社の提供した商品・役務が納期に間に合わなかったなど契約内容と異なったため
			ア-6 その他(具体的に:)
			イ ない

問5 各種協賛金等金銭の提供を求められたことはありますか。また、ある場合には、それはどのような性格のものでしたか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（金銭の性格については複数回答可）。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 一定の売上が達成された場合に支給する売上高リベート
			ア-2 決算対策協賛金
			ア-3 開店・新装祝金・協賛金
			ア-4 広告分担金・協賛金
			ア-5 物流センターなどの設備投資負担金
			ア-6 欠品ペナルティ
			ア-7 販売員の人件費
			ア-8 その他（具体的に： _____）
			ア-9 理由の説明がなかった
			イ ない

問6 問5で「ア」と回答された方に伺います。当該要請に従いましたか。また、従った理由は何ですか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（理由については複数回答可）。

A	B	C	
			ア 従ったことがある
			ア-1 5ページ2.(2)に記載した理由により従わざるを得なかった
			ア-2 貴社に責めに帰すべき理由があったため
			ア-3 貴社の利益になるため
			ア-4 その他（具体的に： _____）
			イ 従ったことがない

問7 従わなかった後に取引先から貴社に不利益となる行為を受けましたか。受けた場合には、それはどのような内容でしたか（何度も要請されている場合には、個々の取引先別に最も多いパターンでお答え下さい）。

A	B	C	
			ア 受けた（具体的に： _____）
			イ 受けなかった

【設問8 支払条件】

問1 支払方法は何ですか。複数の方法が存在する場合には、その割合についても取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものについてお答え下さい。

A	B	C	
			ア 現金 (A: %)(B: %)(C: %)
			イ 手形 (A:手形サイト 日)(%)(B:手形サイト 日)(%)(C:手形サイト 日)(%)
			ウ 一括決済 (A: %)(B: %)(C: %)
			エ 電子記録債権 (A: %)(B: %)(C: %)
			オ その他 (具体的に: (A: %)(B: %)(C: %))

問2 支払期日に支払いがなかったことがありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい (理由については複数回答可)。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先の顧客からの支払いがない、あるいは遅れたため
			ア-2 取引先の社内支払い手続の遅延などを理由として、取引先の一時的な都合のため
			ア-3 貴社が納期に間に合わなかった等貴社に責めに帰すべき理由があったため
			ア-4 わからない
			ア-5 その他 (具体的に:)
			イ ない

問3 支払期日が延期されたことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア ある
			ア-1 取引先の顧客からの支払いがない、あるいは遅れたため
			ア-2 取引先の社内支払い手続の遅延などを理由として、取引先の一時的な都合のため
			ア-3 貴社が納期に間に合わなかった等貴社に責めに帰すべき理由があったため
			ア-4 その他 (具体的に:)
			イ ない

【設問9 通常では対応不可能な注文】

問1 取引先から、貴社が通常では対応不可能な注文を受けたことがありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい(理由については複数回答可)。

A	B	C	
			ア 通常では対応不可能な注文を受けたことがある
			ア-1 短納期で商品・役務を提供するよう注文を受けた
			ア-2 極めて遠隔地である場所に納入・提供するような注文を受けた
			ア-3 深夜や年末・年始等対応しにくい時間・時期に納入・提供するような注文を受けた
			ア-4 その他(具体的に:)
			イ 通常では対応不可能な注文を受けたことはない

問2 取引先から、貴社では対応することが不可能な注文を受けて、従ったことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい(理由については複数回答可)。

A	B	C	
			ア 従ったことがある
			ア-1 5ページ2.(2)に記載した理由により従わざるを得なかったため
			ア-2 貴社に責めに帰すべき理由があったため
			ア-3 貴社の利益になるため
			ア-4 その他理由(具体的に:)
			イ 従ったことがない

問3 問2で「イ」と回答された方にお聞きします。従わなかった後、取引先から貴社の不利益となる行為を受けましたか。受けた場合には、それはどのような内容でしたか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい(最も多いパターンでお答え下さい)。

A	B	C	
			ア 受けた(具体的に:)
			イ 受けなかった

【設問 10 商品・役務提供（要請）】

問 1 取引先から、役務、その他経済上の利益を提供するよう要請を受けたことがありますか。「ア」についてはその該当するものについても、取引先 A, B, C それぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（複数回答可）。

A	B	C	
			ア 経済上の利益の提供要請を受けたことがある
			ア-1 他社商品に係る作業（例：棚卸作業）等の取引先の都合による役務提供要請を受けた
			ア-2 通常は有償であるメンテナンス等貴社の商品・役務に係る商品・役務の無償での提供要請を受けた
			ア-3 その他要請（具体的に： _____）
			イ 経済上の利益の提供要請を受けたことはない

問 2 取引先から、経済上の利益を提供するよう要請を受けて、従ったことはありますか。「ア」についてはその理由についても、取引先 A, B, C それぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（理由について複数回答可）。

A	B	C	
			ア 従ったことがある
			ア-1 5 ページ 2. (2) に記載した理由により従わざるを得なかった
			ア-2 貴社に責めに帰すべき理由があったため
			ア-3 貴社の利益になるため
			ア-4 その他理由（具体的に： _____）
			イ 従ったことがない

問 3 問 2 で「イ」と回答された方にお聞きします。従わなかった後、取引先から貴社の不利益となる行為を受けましたか。受けた場合には、それはどのような内容でしたか。取引先 A, B, C それぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（最も多いパターン）。

A	B	C	
			ア 受けた（具体的に： _____）
			イ 受けなかった。

【設問 11 取引と直接関係のない要請】

問1 取引先から取引対象以外の商品・役務の購入を要請されたことはありますか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア ある
			イ ない

問2 問1で「ア」と回答された方に伺います。当該要請に従いましたか。「ア」についてはその理由についても、取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい（理由については複数回答可）。

A	B	C	
			ア 従ったことがある
			ア-1 取引先の利益にしかならないが、5ページ2.(2)に記載した理由で従わざるを得なかったため
			ア-2 貴社の取引先に対する給付の内容を均質にし、あるいはその改善を図るために必要があった部品、材料、機器の購入であったため
			ア-3 ア-2以外で、貴社の利益になるため
			イ 従ったことがない

問3 問2で「イ」と回答された方にお聞きします。従わなかった後、取引先から貴社の不利益となる行為を受けましたか。受けた場合には、それはどのような内容でしたか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものに○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 受けた（具体的に：_____）
			イ 受けなかった

【設問 12】上記設問1～11の行為に関して問題と思われたことはありましたか。その場合に、貴社はどのように対処しましたか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものを一つ選び○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 相談の必要がないため、誰にも相談しなかった ⇒設問 13
			イ 相談の必要はあったが、誰にも相談できなかった ⇒設問 13
			ウ 弁護士や行政等に相談した ⇒設問 15 へ
			エ その他（具体的に：_____） ⇒設問 16 へ

【設問 13】上記設問 12 で「ア」又は「イ」と回答された方に伺います。この結果どのように対処しましたか。取引先A, B, Cそれぞれに当てはまるものを一つ選び○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 解決をせずに取引をやめた
			イ 取引先の要請を受け入れざるを得なかった ⇒設問 14 へ
			ウ 取引先との話し合いの上、一部を受け入れた ⇒設問 14 へ
			エ その他（具体的に：_____） ⇒設問 16 へ

【設問 14】 上記設問 13 で「イ」、「ウ」と回答された方に伺います。なぜ取引先の要請を受け入れざるを得なかったのですか。取引先 A、B、C それぞれに当てはまるものを一つ選び○を記載して下さい。

A	B	C	
			ア 交渉しても無理だと思ったから ⇒設問 16 へ
			イ さらに不利益な扱いを受けると思ったから ⇒設問 16 へ
			ウ その他（具体的に： _____) ⇒設問 16 へ

【設問 15】 上記設問 12 で「ウ」と回答された方に伺います。どこに相談しましたか。取引先 A、B、C それぞれに当てはまるものを一つ選び○で囲って下さい。

A	B	C	
			ア 顧問弁護士
			イ 下請かけこみ寺※（又は無料弁護士相談）※下請かけこみ寺・・・各都道府県中小企業振興公社等
			ウ 公正取引委員会又は公正取引委員会地方事務所
			エ 中小企業庁又は経済産業局
			オ 都道府県又は市町村
			カ 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会などの中小企業団体
			キ その他（具体的に： _____)

【設問 16】 上記設問 1～11 の行為に対して、当該行為を行っている大企業に対する取締りを強化するとした場合、貴社の取引に影響を生じることが予想されますか。当てはまるものすべてに○で記載して下さい。

	ア	上記のような行為が減って、取引が改善されると思う
	イ	貴社のような中小企業との取引が減り、大企業又は海外の企業に取引がシフトしたりすると思う
	ウ	取引先での内製化や自ら当該業務を行うことが進展すると思う
	エ	規制の影響はない
	オ	わからない
	カ	その他（具体的に： _____)

【設問 17】 その他の問題行為、設問 1～11 に対する回答の補足等がある場合、または取引に関してご意見、ご要望等がありましたら具体的に記載して下さい。

以上です。御協力ありがとうございました。ここまでを以下の提出先に送付をお願いします。

【問い合わせ先】 大企業との取引に関する実態調査事務局

(電話) 03-3277-0770 (受付時間 平日 9:30～17:30)

【提出先】 財団法人全国中小企業取引振興協会 実態調査事務局

【提出方法】 電子メール、FAX又は郵送のいずれかでご提出下さい。

(メールアドレス) tyosa@zenkyo.or.jp (FAX番号) 03-3277-0782

<p>A 農業，林業</p> <p>01 農業</p> <p>02 林業</p> <p>B 漁業</p> <p>03 漁業（水産養殖業を除く）</p> <p>04 水産養殖業</p> <p>C 鉱業，採石業，砂利採取業</p> <p>05 鉱業，採石業，砂利採取業</p> <p>D 建設業</p> <p>06 総合工事業</p> <p>07 職別工事業（設備工事業を除く）</p> <p>08 設備工事業</p> <p>E 製造業</p> <p>09 食料品製造業</p> <p>10 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>11 繊維工業</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）</p> <p>13 家具・装備品製造業</p> <p>14 パルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>15 印刷・同関連業</p> <p>16 化学工業</p> <p>17 石油製品・石炭製品製造業</p> <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）</p> <p>19 ゴム製品製造業</p> <p>20 なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>21 窯業・土石製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>23 非鉄金属製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p>	<p>31 輸送用機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業</p> <p>F 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>33 電気業</p> <p>34 ガス業</p> <p>35 熱供給業</p> <p>36 水道業</p> <p>G 情報通信業</p> <p>37 通信業</p> <p>38 放送業</p> <p>39 情報サービス業</p> <p>40 インターネット附随サービス業</p> <p>41 映像・音声・文字情報制作業</p> <p>H 運輸業，郵便業</p> <p>42 鉄道業</p> <p>43 道路旅客運送業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>45 水運業</p> <p>46 航空運輸業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業</p> <p>49 郵便業（信書便事業を含む）</p> <p>I 卸売業・小売業</p> <p>50 各種商品卸売業</p> <p>51 繊維・衣服等卸売業</p> <p>52 飲食料品卸売業</p> <p>53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>54 機械器具卸売業</p> <p>55 その他の卸売業</p> <p>56 各種商品小売業</p> <p>57 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>58 飲食料品小売業</p> <p>59 機械器具小売業</p> <p>60 その他の小売業</p> <p>61 無店舗小売業</p>
--	--

<p>J 金融業，保険業</p> <p>62 銀行業</p> <p>63 協同組織金融業</p> <p>64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関</p> <p>65 金融商品取引業，商品先物取引業</p> <p>66 補助的金融業等</p> <p>67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）</p> <p>K 不動産業，物品賃貸業</p> <p>68 不動産取引業</p> <p>69 不動産賃貸業・管理業</p> <p>70 物品賃貸業</p> <p>L 学術研究，専門・技術サービス業</p> <p>71 学術・開発研究機関</p> <p>72 専門サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>73 広告業</p> <p>74 技術サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>M 宿泊業，飲食サービス業</p> <p>75 宿泊業</p> <p>76 飲食店</p> <p>77 持ち帰り・配達飲食サービス業</p> <p>N 生活関連サービス業，娯楽業</p> <p>78 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>79 その他の生活関連サービス業</p> <p>80 娯楽業</p> <p>O 教育，学習支援業</p> <p>81 学校教育</p> <p>82 その他の教育，学習支援業</p> <p>P 医療，福祉</p> <p>83 医療業</p> <p>84 保健衛生</p> <p>85 社会保険・社会福祉・介護事業</p>	<p>Q 複号サービス事業</p> <p>86 郵便局</p> <p>87 協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>R サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>88 廃棄物処理業</p> <p>89 自動車整備業</p> <p>90 機械等修理業（別掲を除く）</p> <p>91 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>92 その他の事業サービス業</p> <p>93 政治・経済・文化団体</p> <p>94 宗教</p> <p>95 その他のサービス業</p> <p>96 外国公務</p> <p>S 公務（他に分類されるものを除く）</p> <p>97 国家公務</p> <p>98 地方公務</p> <p>T 分類不能の産業</p> <p>99 分類不能の産業</p>
--	---

下請法の適用範囲について

下請法が適用される「取引の内容」は、業として行われる「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託**」及び「**役務提供委託**」の4種類です。貴社に対する取引先からの委託の内容がこれら4種類に該当する場合は、2ページのフロー図により判断して下さい。

製造委託とは・・・

物品の**販売**又は**製造**を行う事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者に物品の製造（加工も含まれます。以下同じ。）を委託することです。自ら使用・消費する物品の製造を行っている事業者が、その製造を他の事業者に委託することも該当します。

※ 「物品」には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、**これらの製造に用いる金型**も含まれます。製造設備を持たず、自ら製造をしていない事業者が、その販売する物品の製造を他の事業者に委託することも製造委託に該当します。例えば、大規模小売店等が自社の**プライベートブランド商品**の製造を他の事業者に委託することは製造委託に該当します。

修理委託とは・・・

物品の修理を請け負っている事業者や、自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その修理の全部又は一部を他の事業者に委託することです。

情報成果物作成委託とは・・・

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供（販売、使用許諾等）や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成の全部又は一部を委託することです。自ら使用する情報成果物の作成を行っている事業者が、その作成の全部又は一部を他の事業者に委託することも該当します。

※ 情報成果物の例：①プログラム（ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラムほか）、②映像や音声、音響等から構成されるもの（テレビ番組、映画そのもののほか、これらの一部を構成する音声、音響等も含まれます。）、③文字、図形、記号等から構成されるもの（設計図、各種デザイン、雑誌広告、報告書ほか）

役務提供委託とは・・・

運送やビルメンテナンス等、各種サービスの提供を請け負う事業者が、**請け負ったサービスの全部又は一部**を他の事業者に再委託することです。

※ 建設業を営む事業者が、請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に再委託することは役務提供委託には該当しません。

※ 自ら利用する役務を他の事業者に委託することは役務提供委託には該当しません。

(例) 『工作機械製造業者が、自社工場の清掃を清掃業者に委託する』場合、工作機械製造業者は自己の事業として清掃を請け負っているものではないことから、この場合の清掃は工作機械製造業者が自ら利用する役務となります。したがって、工作機械製造業者が自ら利用する役務を清掃業者に委託することは、役務提供委託に該当しません。